



金沢市公報

第 2 4 6 9 号

平成16年(2004年)12月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ	
告 示		建物の管理業務に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について (") 3
建設工事等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について (監理課)	1	樹木等の維持管理業務に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について (") 5

告 示

●金沢市告示第303号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する建設工事、測量業務、設計業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及びその他の建設工事の施工等に係る調査、試験等の業務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の時期、申請の方法等について、同令第167条の5第2項(同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)並びに金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成17年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成12年告示第274号(建設工事等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)は、廃止します。

平成16年12月21日

金沢市長 山 出 保

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者等

1 入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(3)までに該当する者とします。

(1) 次のアからキまでに掲げる契約の種類に応じ、当該アからキまでに定める者

ア 建設工事に係る契約 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受け、かつ、同法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査を受けている者

イ 測量業務に係る契約 測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けている者

ウ 建築物の設計業務に係る契約 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けている者

エ 建設コンサルタント業務に係る契約 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定による登録を受けている者

オ 地質調査業務に係る契約 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条第1項の規定による登録を受けている者

カ 補償コンサルタント業務に係る契約 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条第1項の規定による登録を受けている者

キ その他建設工事の施工に付随する調査、試験等に係る契約 当該調査、試験等を行う者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者又は同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過した者

(3) 第4に規定する資格審査申請書の提出日(以下「提出日」という。)までに納期限の到来した市税及び提出日の1箇月前までに納期限の到来した国税(所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。)を完納している者

2 入札参加資格の審査に係る申請ができる建設工事共同企業体(2以上の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成される共同企業体をいう。以下同じ。)は、その構成員のすべてが第1の規定による入札参加資格の決定を受けた者又は第4の規定による資格審査申請書を提出した者であるものとします。

第3 入札参加資格の審査事項

1 入札参加資格の審査は、次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める事項について行うものとします。

- (1) 第2の1の(1)のイに規定する者のうち第4の1の(1)に規定する者 客観的事項及び主観的事項
- (2) 第2の1の(1)のイに規定する者(1)に該当する者を除く。 客観的事項
- (3) 第2の1の(1)のイからキまでに規定する者 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領(昭和45年建設省厚第50号)に規定する事項

2 客観的事項は、建設業法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査項目及び審査基準によるものとします。

3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は別に定めます。

- (1) 工事成績評点
- (2) 指名停止状況
- (3) 優良建設工事の表彰実績
- (4) ISO又は環境活動評価プログラム取得状況
- (5) 監理技術者又は主任技術者数

第4 入札参加資格の審査の申請

1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、次の(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める期間内に資格審査申請書を市長に提出してください。

- (1) 本市内に主たる営業所を有する者(以下「市内業者」という。) 西暦奇数年の2月1日から同月28日まで
- (2) 石川県内に主たる営業所を有する者(市内業者を除く。以下「市外業者」という。) 西暦奇数年の2月1日から同月28日まで
- (3) 石川県外に主たる営業所を有する者(以下「県外業者」という。) 西暦偶数年の2月1日から同月28日まで(閏年^{じゆん}にあつては、2月1日から同月29日まで)
- (4) 建設工事共同企業体 その都度市長が定める期間

2 やむを得ない理由により1の(1)から(3)までに定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつたと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。

3 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。

- (1) 1の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合 資格審査申請書を提出する日の属する年度の10月1日の直前の営業年度の終了の日
- (2) 1の(4)又は2に該当する場合 その都度市長が定める日

4 資格審査申請書には、次の区分により書類を添付してください。

書類番号	添付書類	建設工事		測量、建設コンサルタント業務等	
		市内業者	市外業者及び 県外業者	市内業者	市外業者及び 県外業者
1	総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書				
2	主観的事項に関する調査票				
3	総括表				

4	許可証明書、登録証明書又は許可通知書				
5	工事経歴書又は測量等実績調書	直前2年の各営業年度分			
		石川県内に所在する官公庁の元請分			
6	技術職員名簿等	総括表			
		技術職員名簿又は技術者経歴書			
		技術職員名簿又は技術者経歴書(石川県内にある営業所人員)			
7	決算書(直前2年の各営業年度分)				
8	市税滞納有無調査承諾書				
9	国税に係る納税証明書				
10	使用印鑑届				
11	営業所一覧表				
12	金沢市指名業者登録表				

備考

- 1 印を付した項目に該当する書類について、提出を要するものとします。
- 2 書類の様式は、それぞれ発行する官公署等において定められた様式によるものとします。

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の1の(4)又は2の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 第2の1の(1)又は2の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

廃止前の平成12年告示第274号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、なお効力を有することとします。

●金沢市告示第304号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する別表に定める建物の管理業務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の時期、申請の方法等について、同令第167条の5第2項(同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)並びに金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成17年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、昭和58年告示第9号(昭和58年度以降において金沢市が発注する建物の管理業務の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について)は、廃止します。

平成16年12月21日

金沢市長 山 出 保

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者

入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(3)までに該当する者としてします。

- (1) 次の表の左欄に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者

業 務 の 種 類		者
ア 建築物における清掃、空気環境の測定、飲料水の貯水槽の清掃及びねずみ、こん虫等の防除に係る業務		建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定による当該事業に係る登録を受けている者
イ 浄化槽の清掃に係る業務		浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による金沢市長の浄化槽清掃業の許可を受け、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による金沢市長の浄化槽汚泥の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理業の許可を受けている者
ウ 浄化槽の保守点検に係る業務		金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第2条第1項の規定による金沢市長の浄化槽保守点検業者の登録を受けている者
エ 警備業務		警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けている者又は同法第5条の規定による営業所の届出等を行った者
オ 消防用設備等の点検等に係る業務		消防法（昭和23年法律第186号）第17条の7の規定による消防設備士免状の交付を受けている者若しくは消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6第6項に規定する消防設備点検資格者又は消防設備士免状の交付を受けている者若しくは消防設備点検資格者を有する者
カ ボイラー設備に係る業務	保守点検	ボイラー及び压力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第35条の規定によるボイラー整備士免許の交付を受けている者又はボイラー整備士免許の交付を受けている者を有する者
	管理運転	ボイラー及び压力容器安全規則第23条の規定によるボイラー技士免許の交付を受けている者又はボイラー技士免許の交付を受けている者を有する者
キ 自家用電気工作物の点検等に係る業務		電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条の規定による電気主任技術者免状の交付を受けている者又は電気主任技術者免状の交付を受けている者を有する者

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者又は同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過した者
- (3) 第4に規定する資格審査申請書の提出日（以下「提出日」という。）までに納期限の到来した市税及び提出日の1箇月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。）を完納している者

第3 入札参加資格の審査事項

入札参加資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとします。

- (1) 営業年数（提出日の属する年の前年の10月1日（以下「審査基準日」という。）の前日までの希望する業務に係る営業を行っていた年数をいう。）
- (2) 完成業務高（審査基準日の直前2年の各営業年度（個人にあっては、年とする。以下同じ。）における希望する業務ごとの年間平均完成業務高をいう。）
- (3) 自己資本額（審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額をいい、法人にあっては資本金、準備金及び積立金の合計額に当該直前決算に伴う利益処分又は損失処理における準備金、積立金及び次期繰越利益又は次期繰越損失の額を加えた額を、個人にあっては貸借対照表の資本合計の額をいう。以下同じ。）
- (4) 自己資本比率（直前決算における自己資本額を総資本の額（貸借対照表の負債資本合計の額をいう。）で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）
- (5) 流動比率（直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）
- (6) 従業員数（金沢市内に所在する事務所又は事業所において、審査基準日現在における希望する業務に従事していた従業員の数をいう。）

第4 入札参加資格の審査の申請

- 1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、西暦奇数年の1月31日までに資格審査申請書を市長に提出してく

ださい。

2 やむを得ない理由により1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかったと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。

3 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 希望する業務に係る許可、登録等を証する書面の写し
- (2) 営業経歴書又は商業登記簿の謄本（法人に限る。）
- (3) 身分証明書（個人に限る。）
- (4) 競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合は、その委任状
- (5) 使用印鑑届
- (6) 市税滞納有無調査承諾書及び提出日の1箇月前までに納期限の到来した国税に係る納税証明書
- (7) 完成業務高調書
- (8) 資格・免許等を有する従業員名簿及び総括表
- (9) 直前決算における貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書
- (10) 特殊機器等の保有状況
- (11) 資格審査資料一覧表

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。

2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、当該有効期間が終了する日の属する年の1月31日までに次の2会計年度に係る資格審査申請書を提出した者については、当該申請に係る入札参加資格者の決定が当該有効期間後に行われる場合は、当該決定の通知があるまでの間は、引き続き当該資格を有するものとします。

3 第4の2の規定に該当する者の入札参加資格の有効期間は、2に規定する有効期間の残存期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 第2の1の(1)の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

廃止前の昭和58年告示第9号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、なお効力を有することとします。

別表

- 1 清掃に係る業務（以降に掲げる清掃に係る業務を除く。）
- 2 貯水槽の清掃に係る業務
- 3 空気環境の測定に係る業務
- 4 ねずみ、こん虫等の防除に係る業務
- 5 浄化槽の清掃に係る業務
- 6 浄化槽の保守点検に係る業務
- 7 警備業務（機械警備及びその他の警備）
- 8 設備機器の運転監視に係る業務（受電設備及び空調設備等）
- 9 消防用設備等の保守点検に係る業務
- 10 設備機器の保守点検に係る業務（受電設備等の電気工作物及び空調設備等並びに6、9及び11に掲げる業務を除く。）
- 11 ボイラー設備に係る業務（保守点検及び管理運転）
- 12 その他建物の保守点検に係る業務

●金沢市告示第305号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する樹木等の維持管理業務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者

に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の時期、申請の方法等について、同令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）並びに金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成17年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

平成16年12月21日

金沢市長 山 出 保

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者

入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(4)までに該当する者とします。

- (1) 金沢市内に本店、支店又は営業所を有する者
- (2) 第4に規定する審査基準日の直前2営業年度（個人にあっては、年とする。以下同じ。）において、金沢市内で樹木、花壇、芝生等の維持管理業務を施行した実績を有する者。ただし、業務の発注者については官民を問いません。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者又は同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過した者
- (4) 第4に規定する資格審査申請書の提出日（以下「提出日」という。）までに納期限の到来した市税及び提出日の1箇月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。）を完納している者

第3 入札参加資格の審査事項

入札参加資格の審査は、次に掲げる審査項目について行います。

- (1) 総合評定値通知書に記載されている造園工事に係る総合評定値（P）又は経営事項審査結果通知書に記載されている造園工事に係る総合評点（P）
- (2) 樹木の維持管理業務に係る業務高（第4に規定する審査基準日の直前2年の各営業年度の平均値）

第4 入札参加資格の審査の申請

- 1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、西暦奇数年の2月1日から同月28日までに資格審査申請書を市長に提出してください。
- 2 やむを得ない理由により1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつたと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。
- 3 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。
 - (1) 1に該当する場合 申請書を提出する日の属する年度の10月1日の直前の営業年度の終了の日
 - (2) 2に該当する場合 その都度市長が定める日
- 4 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

書類番号	添 付 書 類
1	総括表
2	樹木等維持管理業務経歴書
3	決算書（直前2年の各営業年度分）
4	総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書
5	市税滞納有無調査承諾書
6	国税に係る納税証明書
7	使用印鑑届
8	営業所一覧表

備考

- 1 国土交通大臣又は都道府県知事に対して総合評定値の請求又は経営事項審査の申請を行っていない者は、書類番号4に掲げる書類の提出は不要です。

2 当該管理業務の申請と同時に建設工事に係る入札参加資格の審査の申請を行う者は、建設工事競争入札参加資格審査申請書の表紙の写しの提出をもって、書類番号5から書類番号7までに掲げる書類の提出を省略することができます。

3 金沢市内に本店を有する者は、書類番号8に掲げる書類の提出を省略することができます。

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。

2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。

(2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

平成16年(2004年)12月21日 印刷
平成16年(2004年)12月21日 発行

定価 100円

発行人
発行所
印刷者
印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄